

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	所管課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題（目的に対する現状など）	27年度決 算額[千 円]	28年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度予 算額[千 円]
1	一般	11	1	1	233防災対策の強化	土木施設災害復旧に要する経費	企画財政課			①予期しない災害等により被災した市が管理する土木施設の復旧作業に伴う予算の確保等を行うもの。 ②今後30年以内に70%の発生確率とされている首都直下型地震など、常に災害に対する準備は必要である。	0	0	6精査・検証	①予期せぬ災害に対応するため確実に対応する必要がある。 ②対応が必要になった場合に、適切な対応を図る。	3
2	一般	2	1	7	233防災対策の強化	市庁舎免震改修事業	契約管財課	○	○	①市庁舎の免震改修工事を行う。 ②工事の完成に向け、市民サービスの低下の防止や安全の確保に努める必要がある。	806,149	1,649,756	6精査・検証	①工事が適正に進捗しているか確認するため。 ②市民サービスの低下防止と来庁者の安全に配慮しながら工事を完成させる。	745,546
3	一般	2	1	7	233防災対策の強化	市庁舎等改修事業	契約管財課	○	○	①市庁舎建物及び敷地内において、施設の改修や整備を行う。 ②施設の利用目的・ニーズに合ったものを改修・整備する必要がある。	0	4,922	6精査・検証	①関係部署と調整を図った結果と工事の成果を検証するため。 ②工事中における騒音や振動など来庁市民に支障とならないよう、関係部署との綿密な調整を図りながら工事を進めていく。	85,495
4	一般	2	1	11	233防災対策の強化	防災対策に要する経費	安全対策課	○		①災害から市民の生命・身体及び財産を守り、災害に強いまちづくりを基本として防災体制の強化を図る。 ②各種災害に対して迅速な対応が求められており、ハード面においても計画的な整備が必要である。	24,904	16,207	6精査・検証	①地域防災計画に基づき、計画的に防災体制を強化することが求められているため。 ②井戸付耐震性貯水槽の施設修繕、快適な避難所生活のための防災資器材整備、防災関係機関との連携強化等のため総合防災訓練の充実を進める。	15,225
5	一般	2	1	11	233防災対策の強化	防災行政無線管理運営に要する経費	安全対策課	○		①防災行政無線は、災害時における市民への情報の伝達手段としており、災害時に適切に運用できるよう平常時から整備をするものである。 ②住宅の高層化や部屋の高気密化などにより、放送が聞き取りづらいなど住民からの問い合わせがあるため、音量やスピーカーの向きなどの調整が必要である。	18,749	11,484	6精査・検証	①災害時の情報伝達は重要性を増しており、地方公共団体の果たす役割として欠かせない。 ②防災行政無線等の情報伝達手段について、いつ発生するかわからない災害に備えて、適正に維持管理していく。また、市民から、放送が聞き取りづらいなどの問い合わせについては、保守点検業者と協議しスピーカーの向きなどの変更を行い、改善を図り、適切な管理運営のため保守点検を行い改善を図る。	11,091
6	一般	2	1	11	233防災対策の強化	危機管理に要する経費	安全対策課			①鎌ヶ谷市危機管理指針に基づき、国民保護計画及び当該計画に基づく個別マニュアルの整備等を進める。 ②地震や風水害など自然災害への防災体制の整備に加え、新たな危機に対する対応力の強化が求められている。	0	0	6精査・検証	①危機管理指針に基づき、危機管理体制の構築を推進する必要があるため。 ②危機事案に基づくマニュアルの見直しを推進し、新たな事案に伴うマニュアル作成の必要性についての検討を進める。	120
7	一般	2	1	11	233防災対策の強化	自主防災組織資器材整備事業	安全対策課	○	○	①自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材を交付することにより、自主防災組織の育成及び整備並びに防災意識の高揚を図る。 ②自主防災組織における訓練は概ね年1回であり、訓練の実施に至らない組織も多いが、このような事態が長期化すれば実際の災害の際には自主防災組織が機能しないことが予想される。	0	2,545	7拡充	①自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材を交付することにより、自主防災組織を育成し、防災意識の高揚を図る必要がある。 ②防災活動を行うために必要な防災資器材を未交付の自主防災組織及び新規結成組織に対し交付することにより、市全体の防災力を拡充していく。	9,425
8	一般	8	1	2	233防災対策の強化	住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	○	○	①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造建築物を対象として、耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助し、また、地元建築関係団体から専門家を派遣してもらい無料耐震相談会を実施することで、耐震化の促進を図る。 ②耐震性の無い木造住宅は依然として多く、耐震化の促進を図るため、耐震相談会への参加者の向上や耐震診断・改修補助申請を増加させること。	1,408	868	6精査・検証	①補助申請件数は前年度と同数であり、補助額・補助内容の拡充や、耐震化の必要性の周知や相談を市が行うことで、市民が安心して相談等を行うことが出来る。 ②モニター街区にアンケートを実施し、市民の耐震に関する意識や意向に関する調査を行う。アンケート調査を分析し、耐震改修補助事業の申請件数、耐震相談会の参加者の増加を図るため、手法や周知方法等の検討を行う。	6,680